

第 180 回岩手県都市計画審議会

日時 平成 29 年 2 月 10 日（金）13 時 30 分から

場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

次 第

1 開会

2 挨拶

3 新委員紹介

4 議事

議案第 1 号 盛岡広域都市計画区域区分の変更について

議案第 2 号 北上都市計画区域の変更について

議案第 3 号 北上都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について

議案第 4 号 北上都市計画区域の用途地域の指定のない区域における建築物
の規制について

5 閉会

岩手県都市計画審議会条例

(昭和44年7月4日 岩手県条例第36号)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定により、岩手県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める数以内のものを知事が任命する。

- (1) 県議会議員 3人
- (2) 市町村の長を代表する者 1人
- (3) 市町村の議会の議長を代表する者 1人
- (4) 学識経験のある者 9人
- (5) 関係行政機関の職員 6人

(任期)

第3条 学識経験のある者につき任命された委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で審議会の委任を受けた軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長の指名した委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 審議会及び常務委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、審議会にはかつて会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(中 略)

附 則 (平成17年3月28日 岩手県条例第10号) 最終改正
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

岩手県都市計画審議会規則

(昭和44年10月20日決定)

(昭和47年12月27日改正)

(平成12年8月25日改正)

(平成28年4月1日改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手県都市計画審議会条例(昭和44年岩手県条例第36号。以下「条例」という。)第9条の規定により、岩手県都市計画審議会(以下「審議会」という。)及び常務委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年8月25日〕

(参集)

第2条 委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)は審議会の招集の通知があった場合は、招集日の開催定刻までに、開催場所に参集しなければならない。

(欠席の届出)

第3条 委員等は、事故があることにより審議会に出席することができないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。

(代理出席)

第4条 条例第2条第2号、第3号又は第5号に規定する委員は、事故があることにより審議会に出席することができないことにより代理人を出席させようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(議席)

第5条 委員等の議席は、会長が定めるものとする。

(議題)

第6条 議長は、議案を議題とするときは、その旨を宣言するものとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、2以上の議案を一括して議題とすることがある。

(議案の説明)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、議案の付議者その他の関係者の説明を求めることがある。

(審議)

第8条 委員等は、質疑その他の発言をしようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、必要があると認めるときは、専門委員又は議案の付議者その他の関係者に対し、審議会に出席すること及び意見を申し述べることを求めることがある。

(表決)

第9条 審議会の議事は、表決によって決定する。

2 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する議案を宣言するものとする。

3 議長は、議案について異議がないと認めるときは、これを可決したものとし、可決した旨を宣言するものとする。

4 議長は、議案について異議がある委員等がある場合には、起立の方法で表決をとるものとする。

(会議録)

第10条 議長は、審議会の日程、出席した委員等の氏名、会議の経過その他審議会の概要を記載した会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(常務委員会)

第11条 常務委員会に常務委員長を置き、常務委員会委員の互選によって決定する。

2 常務委員長は、常務委員会の会務を総理し、常務委員会の会議の議長となる。

3 常務委員長に事故があるとき、又は常務委員長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する。常務委員会委員がその職務を代理する。

4 常務委員会は、常務委員会委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 常務委員会の議事は、出席した常務委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 第2条から前条までの規定は、常務委員会について準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「常務委員会委員」と、「審議会」とあるのは「常務委員会」と、「会長」とあるのは「常務委員長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(常務委員会の報告)

第12条 常務委員長は、条例第7条第1項の規定により審議会の委任を受けた軽易なものを処理したときは、その旨を次の審議会において報告しなければならない。

(会長の専決事項)

第13条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第5項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2章第3節及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の2第2項において準用する行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第8条の規定に基づく次の事項は、会長が専決できるものとする。

- (1) 法第31条第2項の規定に基づき意見の陳述の期日及び場所を指定し、全ての審査関係人を招集すること。
- (2) 法第31条第3項の規定に基づき意見の陳述の申立てをした者が補佐人とともに出頭することを許可すること。
- (3) 法第32条第3項の規定に基づき証拠書類又は証拠物を提出すべき期間を定めること。
- (4) 法第33条の規定に基づき書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求め、その提出された物件を留め置くこと。
- (5) 法第34条の規定に基づき適当と認める者に、参考としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を定めること。
- (6) 法第35条第1項の規定に基づき必要な場所につき、検証をすること。
- (7) 意見書を提出した者の申立てにより検証をする場合に、法第35条第2項の規定に基づき検証の日時及び場所をその申立てをした者に通知すること。
- (8) 法第36条の規定に基づき意見書を提出した者に質問すること。
- (9) 法第37条第1項の規定に基づき審査手続を計画的に遂行する必要があると認める場合に、期日及び場所を指定して審査関係人を招集し、審査手続の申立てに関する意見の聴取を行うこと。
- (10) 法第37条第2項の規定に基づき音声の送受信により通話することができる方法によって前号の意見の聴取を行うこととする。
- (11) 第8号の意見の聴取を行った場合に、法第37条第3項の規定に基づき審査手続の期日及び場所並びに審査手続の終了の予定時期を決定し、審査関係人に通知すること。
- (12) 行政不服審査法施行令第8条の規定に基づき意見の陳述の期日に審査を行う場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、審査を行うこととする。

附 則

この規則は、昭和44年10月20日から施行する。

附 則

この規則は、昭和47年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年8月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

岩手県都市計画審議会の公開に関する指針

(平成10年10月23日土木部長決裁)

1 方針

岩手県都市計画審議会の会議は、原則として公開とする。

ただし、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障が生ずることが明らかに予想される案件については、公開しないことがある。

2 理由

(1) 原則（公開）

次のような都市計画法の趣旨に照らし、審議の透明性、公正性を確保するため、審議会の会議は公開とすることが適当である。

- ① 都市計画が都市の将来の姿を決定するものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制約を加えるものであるため、各種の行政機関と十分な調整を行い、相対立する住民の利害を調整し、さらに、利害関係人の権利、利益を保護することが必要であることから、都市計画を決定しようとする場合等には、都市計画審議会の議を経ることとされていること。
- ② 都市計画の案の作成段階における公聴会及び説明会の開催、都市計画の案の縦覧及び案に対する意見書の提出に関する規定が設けられ、都市計画の決定等に当たっては、広く住民の意見を反映し、協力を得ることに努めるものとされていること。

(2) 例外（非公開）

審議会の会議をすべて公開とした場合、案件によっては、傍聴者による審議妨害や委員に対する有形、無形の圧力等により、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、結果として、県全体の利益が損なわれることが、事前に相当な程度で想定される場合があり得ることから、これらの場合には、会議を公開しないことが適当である。

3 非公開の決定

2の(2)により会議を公開しないこととする場合には、当該案件を付議する会議の冒頭に、会長が会議に諮って決定する。

4 報道機関の取り扱い

3により会議を公開しないこととした場合においても、報道機関の担っている社会的役割の重要性に鑑み、報道機関の行う取材については、認めることとする。